令和3年度 構造改革特別区域推進本部 評価·調査委員会 教育部会(第32回)

- 1. 日 時 令和4年2月28日(月)13:30~14:10
- 2. 場 所 永田町合同庁舎 7階特別会議室 (東京都千代田区永田町1丁目11番39号)
- 3. 出席者

(委員)

岩崎部会長、島本委員

(関係府省庁)

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 田中課長補佐 文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 片柳課長補佐 文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 伊藤専門官

(事務局)

内閣府地方創生推進事務局 三浦審議官、長参事官、野村参事官補佐

4. 主な議論経緯

「地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業」

○特例措置番号834(835)「地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に 関する事務の実施事業」について、事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員 の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料 2 ① ~ ③ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料2 ④ に基づき説明を行った。

○委員等による質疑に関する主な発言内容は、以下のとおり。

(文部科学省入室)

・(委員) 公共施設を有効に活用していくこと、あるいは地方が主導する形で地域経済 の発展に向けてうまく使っていくことは必要なことだと思います。特に学校の場合は少 子化の方向性から、例えば自治体が有効活用していく方向性は恐らく必要なことだと思 います。もっとも今回の調査結果に関しては、遠野市1件ということもありますし、恐 らく自治体のキャパシティーの問題もあるのかなということで、ちょっと判断しにくい ところは分からないでもないのです。 前も少し話に出たと思うのですが、この政治的中立性の観点から支障の有無について 判断することが困難であるという部分について確認させて下さい。この政治的中立性を 判断出来るのは教育委員会だけということなのでしょうか。例えば地域の自治体におい て行政の長は住民から選ばれているので、そういう意味では中立的な判断をしているか どうかは、自治体の長は選挙を通じて住民からチェックされていると考えられると思う のですが、この辺の見解だけ少し確認しておきたいと思いました。

- ・(関係府省庁) 政治的中立性の件でございますけれども、今、御指摘がありましたとおり、自治体の長自体はもちろん、住民によって直接投票で選ばれているところでありますが、教育行政に関してはそれとは別個に政治的中立性を求めるというのが今の制度上の仕組みとなっておりまして、今、御指摘のありました政治的中立性をどちらが見ているのかというところで申し上げますと、教育委員会制度の下で教育委員会で見ているのが現状でございます。
- ・ (委員) わかりました。あと、これは事務局のアンケート結果を見ていますと、管理 費の負担が小学校と中学校でここ1~2年の増え方がすごく多いので、どういう背景が あるのか分析はされているのでしょうか。
- ・ (事務局) 遠野市にも確認させていただいたところ、耐震化対応などで費用がかかっているということです。
- ・(委員) 目的外使用のところを伺いたく思います。遠野市の件に関しては判断材料がないということ等がありますので、現段階で判断は非常に慎重にしなければいけないわけですが、一般論として、自治体の規模が小さいことが職員の対応が難しいという現状を考えた上で、一方で自治体の規模が小さいことによって学校等々、社会教育施設を新築する場合に合築にする方向性も、以前もお話ししたのですが、諸外国ではよく見られる傾向であって、こういった将来的にほかの自治体として合築、いわゆる学校等施設の目的外使用に対してのニーズをどのように文科省では把握しているのかということ。

それから、そういったニーズが出た場合に、この構造改革特区834 (835) で対応するのか、あるいはいわゆる以前と同じ、社会教育施設と同様に地方分権一括法のような、ほかのもので柔軟に対応するのか。その辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

・(関係府省庁) ニーズ等でございますけれども、実際にいろいろな自治体さんで学校 施設を学校だけの機能として建てる場合に限らず、例えば福祉的機能ですとか、それこ そ公民館の併設ですとか、公立の図書館を併設するような事例はございます。今、部会 長から御指摘のございました目的外利用との関係では、そうした合築をする場合は特に 問題ではなくて、それ自体は既存の制度の中でもそういうことが可能という状況でございます。

目的外使用の観点で申し上げますと、まさに学校としての機能の部分について、ほかの活動に要することができるかどうかというところですので、御指摘のような合築をする場合でも、学校部分については文科省の施設関係の補助をする上でも対象としており

ますし、統廃合等の中でそういった合築の事例等も、好事例なども一事例として周知させていただいたような状況で、それ自体は否定するような立場で文科省があるわけではないのが現状でございます。

以上でございます。

・(関係府省庁) 私からは公立社会教育機関の地方公共団体の長による所管に係る特例。 先ほどもお話に出ていましたけれども、この中身について改めて御説明いたします。 そもそも、この特例の概要と経緯でございますが、皆様御承知のとおり、地方分権改革 の提案公募の中で、平成29年度に北海道から公立博物館について、平成30年度に名張市 から公立社会教育施設について、それぞれ地方自治体の実情に応じまして、条例で所管 を決定できることとする改正を求める提案がなされました。

これを受けまして、平成30年12月25日に閣議決定されました「平成30年の地方からの 提案等に関する対応方針」を踏まえまして、いわゆる第9次地方分権一括法によりまし て、公立社会教育機関の地方公共団体の長への移管に係る特例を新設することになりま した。

具体的には、まちづくり、観光などのほかの行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施を確保するという、ここの一定の担保措置を講じた上で、条例等によって地方公共団体の長が所管することが可能となっております。

2番目で、構造改革特区、こことの相違点で、主に3点ございます。

大きく1点目で、所管変更に関する要件でございます。こちらは、特区制度におきましては、地方公共団体が構造改革特別区域法第29条に掲げる一定の要件を満たすことについて内閣総理大臣の認定を受ける必要がございますけれども、一方で、移管特例においては、当該地方公共団体が条例を定める必要がございます。

2点目で、移管対象とする事務及びそれに係る施設で、対象となる事務につきましては、特区制度では施設の物的な管理・整備のみが対象となる一方で、移管特例では、物的管理のみならず、いわゆる人的管理、運営管理も含めて施設の管理全体を対象としてございます。

対策施設に関しましては、特例措置番号835の移管特例はいずれも社会教育施設を念頭 に置いたものということでございます。

3番目で、首長による事務実施における教育委員会の関与で、こちらの特例制度ない しは移管特例、いずれも基本的には政治的中立性の担保が考慮されていると考えていま す。加えて、移管特例におきましては、教育委員会と学校教育及び社会教育との間の緊 密性を確保する観点についてもきちんと考慮されていることから、教育委員会の意見聴 取の機会がより多くなっていると考えております。

説明は以上でございます。

・(委員) この2.の③のところでも、コメントにあるとおり、特区制度・移管特例、 ともに政治的中立性の担保が考慮されているという部分について、あらためて事務局の 方と文科省の方と併せて確認させて下さい。先ほどは政治的中立性については教育委員 会が判断する制度になっているのだという御説明だったかと思います。一方で特区の制 度設計としては、既存の制度や規制を緩和してみて、実際にメリットが出て、弊害がな ければ、そこをしっかり全国ベースで見直していこうというのがコンセプトになってい るのだと思います。

個人的には、今回の遠野市に関してはキャパシティーの制約もあるし、1件だけでは 判断が難しいというところは分かるのですけれども、この政治的中立性については教育 委員会が判断するのだということだけは金科玉条であり、構造改革特区でチェックする 対象には入らないという認識になるのでしょうか。そこだけ確認させていただければと 思います。

・ (関係府省庁) 今、御指摘の点ですけれども、まさに今回の特区の中でその判断を知 事部局にしっかり移管をするという特区の内容でございますので、今回の特区制度でも ちろん、その点も対象とされていると認識しています。

すみません。私が先ほど申し上げたのは、現状の制度としてはそういうふうになっているというところで説明させていただいたところでございます。

- (委員) 理解しました。
- ・(委員) また同じく目的外使用のところなのですが、対象施設は社会教育施設を念頭 に置くと書かれていますが、これの意味するところは学校と施設の中での学校は念頭に 置いていないという言い方と理解してよろしいのか。

また、その学校をもし念頭に置いた場合、学校の施設を人的管理、運営管理も含めた 施設の管理全体を対象にするということは何か障害があるのか。この2点についてお教 えください。

・ (関係府省庁) 基本的に今回の特例の対象は社会教育施設のみになりますので、学校 の管理も含めてというところまではこの特例の中では想定はされていません。

ただ一方で、目的外使用、先ほどもお話がありました合築とか、そちらは、先ほどもるる説明があったとおり、既存の制度の中で可能ですので、この特例とは別にそちらの 運用は可能という形になってございます。

- ・(委員) そうしますと、現状の枠内で運用が柔軟にされているという理解でよろしいでしょうか。
- ・ (関係府省庁) はい。
- ・(事務局) この特例の中では市長部局に全部移すということになっておりますので、 当然、政治的中立性の担保が課題になってくるところでございますが、遠野市では全部 移すということをしていなくて、教育委員会に引き続き事務を残していたということで ございますので、政治的中立性、市長部局に移したときに問題となる部分についての検

証が、遠野市の例ではできなかったということを文科省はおっしゃっているのかなと思います。

・(委員) 以上を整理しますと、事務局の調査では、本特例措置の活用により、市長部局が一括して予算を確保することができたため、修繕等をスムーズに行うことができたことは確認ができたと思います。特に、平成25年4月からそれまで8校だった学校を3校に統合した際には一括して予算を確保・執行できたことから効果的な取組ができたということでした。申請当初は非常にそういった目的に沿った動きがあったと思われます。

一方で、施設管理費や社会教育施設の利用者数を見ると、数字上の効果はあまり確認できない状況となっております。また、業務処理の流れも学校から教育委員会を経由して管財担当に連絡が行く場合など、かえって業務が、自治体の規模ということもありましょうが、手間がかかっている部分もあるということです。

今、御質問のあった教育における政治的中立性の問題については、目的外使用の許可は引き続き教育委員会が行っているという現状ですので、現段階では課題等は確認できませんでした。

一方、文科省の調査結果においても、今、申し上げたような同様の指摘がなされているところです。

事務局からも説明がありましたが、職員数が少ない小さい自治体では役割分担を明確 化することでかえって非効率な業務体制になってしまうということも推測される部分で もありまして、そうした中で実態に合わせた形で特例の本来の趣旨とは少しずれた形で 運用が進められていたものという印象を持っているところです。

今回、手続上の瑕疵も指摘されたところですので、改めて遠野市と文科省及び事務局とで、手続の見直しも含め、特例が効果的に活用できないか。現状として、いろいろな柔軟な運用で対応できているという文科省の方々の御説明もありましたので、今後も相談をさせていただければと思っているところです。

その後、一定まとまった段階で改めて、この部会に報告ということでお願いできれば と思います。

そのほか、835についてですが、地方分権一括法で既に全国展開されたことが確認できましたので、関係省庁が自ら全国展開したものとして整理いただき、対応いただきたいと思います。

以上、御説明いたしましたが、整理いたしますと、学校施設(834部分)については、判断材料がまだ十分に熟していないこともございまして、引き続き評価を継続。社会教育施設(835部分)については、既に全国展開されてきていることが確認できております。そういう形で評価意見を取りまとめたく思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

- (委員) 異議ありません。
- ・ (委員) それでは、事務局で本日の議論を整理いただき、私のほうで、具体的な記載

ぶりは一任いただくということで、評価意見(案)をまとめて本委員会へ報告すること にしたいと思います。

特例措置番号834 (835) については、以上といたします。

・(委員) 本日はこれで教育部会を閉会します。皆さん、お忙しい中、どうもありがとうございました。